



中国の経済安全保障に関する制度情報

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部

2024年4月更新

目次

- I. 輸出管理規制と「輸出管理法」 – P.3
- II. 投資管理 – P.9
- III. 外国の制裁措置への対抗措置等 – P.10
- IV. データ管理 – P.14

1 | 輸出管理規制の全体像

- 中国の輸出管理規制は、大きく、一般的な貨物・技術に対する輸出管理規制と、安全保障貿易管理の観点からの両用品・軍用品・核等および関連技術に対する輸出管理規制の二つの体系がある。

一般的な輸出管理

- 産業、経済安全保障
- 國際収支バランス
- 生態・環境保全 等

安全保障貿易管理

(両用品・軍用品・核等および関連技術)

- 安全保障管理
- 國際輸出管理レジーム遵守
- 国家主権・利益保護 等

「輸出入全般に関する主な法令」

- 対外貿易法
- 税関法
- 貨物輸出入管理条例
- 技術輸出入管理条例 等

「一般的な貨物・技術の 輸出規制に関する主な法令」

- 輸出禁止貨物リスト
- 輸出禁止・輸出制限技術
目録 等

「主な法令」

- 輸出管理法
- 両用品目輸出事業者の輸出管理内部コンプライアンス体制の構築に関する指導意見
- 両用品目および技術輸出入許可証管理規則
両用品目および技術輸出入許可証管理リスト
- 核輸出規制条例、軍用品輸出管理条例、核両用品および関連技術輸出規制条例、ミサイル並びに関連品目および技術輸出規制条例等の行政法規 等

2-1 | 輸出管理法

- **輸出管理法**は、安全保障貿易管理の観点から、**両用品（デュアルユース）・軍用品・核等および関連技術に関する輸出許可**などの管理規制について規定する基本的かつ重要な法律。2020年12月1日施行。
- 関連法規の整備、実務の確立は現在進行中。2022年4月22日に「**両用品目輸出管理条例（意見募集稿）**」が公表された。4つの行政法規に分散していた両用品目の輸出管理規制を統合するもので、個別/包括の輸出許可制度、仕向国等のリスク等級分けによる管理、最終ユーザー・用途管理等を柱とする。

輸出許可の対象

- ◆ **管理規制品目**：両用品、軍用品、核（原子力）および関連技術（技術輸出も規制対象）
- ◆ **管理規制リスト**による輸出許可：現状は「**両用品目および技術輸出入許可証管理リスト**」が基準
- ◆ **管理規制リスト外**でも臨時管理規制（9条2項）およびキャッチオール規制（12条3項）が規定
- ◆ 特定の管理規制品目や、仕向国・地域、仕向先（組織・個人）について輸出禁止措置をとることができる（10条）

輸出許可の手続き

輸出経営者による申請

最終用途およびエンドユーザー証明資料等

輸出管理部門による審査・許可証交付

省レベルの商務管理部門が業務担当。
実質的な審査は國務院および中央軍事委員会
→商務部安全管理規制局

輸出手続

輸出経営者等が税関に対して、管理規制品目の輸出許可証を提出

基本的にオンラインで手続きが行われる

※技術に関しては、**技術輸出入管理条例**に基づく手続きを行う必要がある可能性も。

※中国でも、安全保障の観点からの輸出管理自体は、輸出管理法制定以前から存在していた。

2-2 | 輸出管理法（続き）

実務上の留意点

みなし輸出

- 「中国企業・中国公民」から「外国企業・外国個人」への技術等の提供も規制対象（2条3項）
 - 国籍ベースによる規制：米国法（EAR）との共通点、日本法（外為法）との相違点
- 中国人技術スタッフから中国現地法人の日本人駐在員への技術情報の伝達も規制対象となる可能性あり
- 規制対象は技術のみならず、貨物とサービス（役務）も管理規制品目から除外されていない
 - 米国法（EAR）、日本法（外為法）のいずれとも異なる点

再輸出・域外適用

- 規定上「再輸出」に言及はあるが、米国のような再輸出規制の趣旨かは不明
- 抽象的に、中国外の組織および個人にも適用し責任を追及するとの規定あり（44条）

法的責任・処罰

- ◆ 違法行為の類型ごとに規定（33条～）
 - （例）無許可輸出の場合：違法所得没収 + 違法経営額（売上高）×5～10倍の過料
- ◆ 刑事罰（懲役刑等）の可能性も
- ◆ 違反者に対する輸出等への従事の制限、信用記録記載
- ◆ 違反者・違法行為に対するサービス（ECプラットフォーム、金融サービス等）の提供者にも処罰の可能性

2-3 | 輸出管理法（続き）

法的責任・処罰（続き）

◆ 最近の輸出管理に係る処罰の動向

- 2023年の輸出管理に係る行政処罰決定（公表されているもの）はいずれも税関が下したもの、商務部による処罰事例は公表されていない。
- 2023年に、少なくとも32件の輸出管理に係る行政処罰が決定。うち21件が両用品目・技術の輸出に係る案件、11件が軍需品の輸出に係る案件。
- 32件のうち16件が「輸出管理法」を処罰根拠としたもの。16件のうち14件は両用品目・技術の輸出に係る案件、2件が軍需品の輸出に係る案件。「輸出管理法」を処罰根拠とする案件では、いずれも同法第34条第1号に定める「許可を得ず、みだりに輸出管理品目を輸出」したことが事由となっている。
- 2023年の処罰事例32件の対象31社（外資系企業は含まれない）のうち、30社が輸出事業者、1社が運送代行業者。
- 32件のうち10件が黒鉛関係。大多数は、輸出事業者が意図せず人造黒鉛を輸出管理対象外品目として申告したもの。
- 2023年の処罰事例のうち、過料の最高額は90万8,000元（約1,906万8,000円）。「違法であることを明らかに知つていながらの違反」事例については、高額な過料が科される傾向。

◆ 商務部による輸出管理強化に向けた動き

- 商務部は2023年2月12日、「両用品目の輸出管理業務をさらに進めることに関する通知」を公表。
- 同通知の中で、商務部は省級の商務主管機関に対する監督管理強化を指示したほか、常態的な法執行検査および特別法執行活動に取り組む方針を強調。

省級の商務主管機関への監督管理強化指示：

- 管轄区域内の両用品目輸出事業者が、
 - ①許可申請手続きを着実に行い、エンドユーザー・最終用途に関する規定を遵守するよう監督
 - ②内部コンプライアンス制度を確立・健全化するよう監督
 - ③主管機関に申請し、関連の利便性向上措置の適用を受けることができるよう導く

常態的な法執行検査・特別法執行活動の実施：

- 商務部は、単独または関係機関と連携して、常態的な法執行検査を実施し、適時、特別法執行活動を展開。法や規則に反していることが明らかになった場合には、厳正に対処し、処罰を行う。

2-3 | 輸出管理法（続き）

個別品目に対する輸出管理強化

◆ ガリウム・ゲルマニウムに対する輸出管理強化

- 2023年7月3日、商務部、税関総署により「2023年第23号 ガリウムおよびゲルマニウムの関連品目に対して輸出管理を実施する旨の公告」が公布、**8月1日から施行された。**「公告」では、8種類のガリウム関連品目および6種類のゲルマニウム関連品目を掲載しており、該当する品目を輸出する場合には、商務部の**許可を要することが定められた。**
- 「公告」によると、**ガリウム、ゲルマニウム関連品目を輸出するにあたり、輸出事業者は、関連規定に従い輸出許可の申請を行う必要がある。**具体的には、省レベルの商務主管機関を介して、商務部に「両用品目および技術輸出許可証」の交付申請を行う。申請の際に必要な文書・資料は以下のとおり。

- ①両用品目および技術輸出申請書
- ②輸出に係る売買契約書、協議書等の文書の原本またはその写し
- ③輸出する品目の技術説明書または試験報告書
- ④エンドユーザーおよび最終用途の説明
- ⑤輸入事業者およびエンドユーザーの概要
- ⑥申請者の法定代表者、主要責任者および担当者の身分証明書

- 商務部は9月21日の定例記者会見において「**関連規定に適合すると判断したいくつかの輸出申請についてはすでに認可を下しており、関連企業に対する『両用品目および技術輸出許可証』の交付も行っている**」と公表。

3 | 輸出管理内部コンプライアンス制度構築

輸出管理内部コンプライアンス制度構築におけるポイント

内部コンプライアンス

- 2021年4月にガイドラインが公表された（「両用品目輸出事業者の輸出管理内部コンプライアンス制度構築に関する指導意見」および添付のガイドライン）

指導意見およびガイドラインの位置付け

- 強制性はない。**ただし、適切な輸出管理内部コンプライアンス体制構築は、**包括許可取得等の前提となる**（輸出管理法14条）

ガイドラインの注目点

- 内部コンプライアンス担当部署の高い独立性（違反行為に対する**単独での拒否権「一票拒否権」**）を推奨
- 内部通報体制**の確立を推奨
- 技術輸出や「みなし輸出」のコンプライアンス体制の構築も想定

「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」（2022年4月）における主な関連項目

- 内部コンプライアンス制度の整備による**行政処罰の軽減**について記載あり（52条）
- 「内部コンプライアンス制度を設け、かつ、適切な運用を行ったことで違法行為による損害の拡大を抑えることができた場合には、情状を考慮し、処罰の範囲から軽いものをもって処罰する」と記載された。

企業における取り組みの方向性

- 事業における輸出管理上の**リスクの所在の正確な把握**が出発点
- その上で、**輸出管理法や指導意見およびガイドラインの重点ポイントを優先**し、コンプライアンス体制構築（あるいは従来のコンプライアンス体制の拡充・整備）を進める

1 | 投資管理の原則と安全審査規則

- 外商投資法（2020年1月施行）により、「内国民待遇」と「ネガティブリスト」による外商投資管理制度を確立。
- 原則：外資による投資に対して「内国民待遇」（投資段階で国内投資者に対する待遇を下回らない待遇）を与える。
- 例外：「ネガティブリスト」※に規定する特定分野については、外資による投資を禁止、または一定の持分比率上限等の制限を課す。

※「ネガティブリスト」は近年は基本的に毎年改訂され、2021年版（2022年1月1日施行）が最新（2021年12月時点）。

12分野31項目が規制対象。（対象例）付加価値電気通信業務、インターネットによる情報発信サービス、教育、出版、テレビ・ラジオ運営等

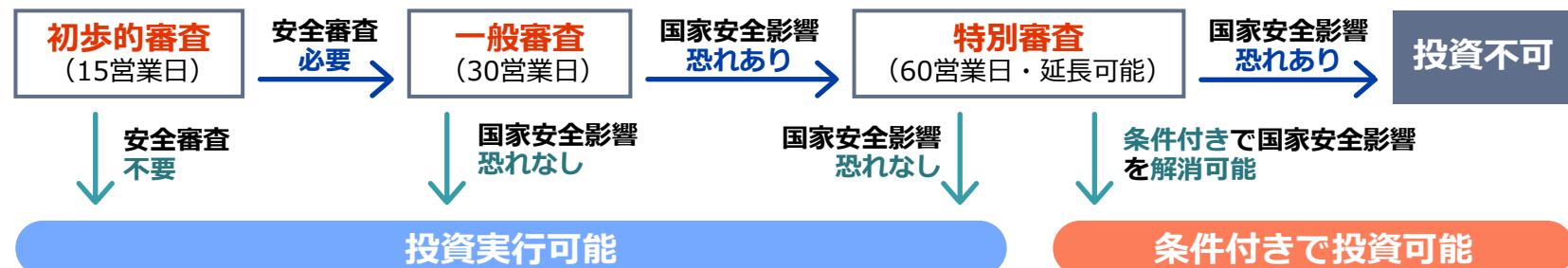
外商投資安全審査規則

国の安全に影響を及ぼす、または影響を及ぼす恐れがある外商投資については、安全審査に合格しなければ投資を行うことができない。「内国民待遇」の例外の一つ。

◆ 審査対象

軍需産業関連等の国防に関する分野への投資、軍事施設等の周辺地域における投資、国の安全に係る分野（重要情報技術およびインターネット製品・サービス、重要金融サービス、キーテクノロジー等）における実質的支配を取得する投資

◆ 審査手続きの概略



1 | 外国の制裁措置に対する対抗措置等

- 昨今、香港、新疆ウイグル自治区、台湾、新型コロナウイルスの起源等に関する中国の対応について、米国や欧州などが中国および中国企業等に対する規制や制裁措置を実施。
- 中国は2020年以降、こうした欧米諸国の制裁措置に対する「対抗措置」を規定した法令等を相次いで施行。

欧米諸国の制裁措置等に対する中国の対抗措置を規定した法令等

法令等の名称	施行	対象となる外国の制裁行為等	対抗措置（報復措置）の内容	運用・発動状況
「信頼できないエンティティー・リスト」制度	2020年9月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中国の国家主権、安全、発展の利益に危害を及ぼす行為 ✓ 市場取引の原則に違反し、中国企業等との取引を中断する行為など 	<ul style="list-style-type: none"> 当該リストに登録された外国企業、その他の組織または個人に対し ✓ 輸出入の禁止または制限 ✓ 投資の禁止または制限 ✓ 関係者の入国の禁止または制限 ✓ 関係者の在留資格の制限または取消など 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2023年2月、米国企業2社をリストに掲載。輸出入・投資等を禁止し、課徴金も課した（初の適用事例）。
輸出管理法	2020年12月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中国外の組織および個人が、輸出管理規定に違反し、国家安全および利益を侵害する行為など（域外適用規定） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対等な措置 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 貨物の輸出について、同法に基づく処罰事例が複数件確認されている。
外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則	2021年1月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国の法律・措置が国際法および国際関係の基本準則に違反し、中国企業等が国外企業等と正常な貿易、取引を行うことが不当に禁止または制限される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 当局が、当該法律・措置を承認、執行、遵守してはならない旨の禁止命令を発令 ✓ 中国公民等が禁止命令に違反した場合、警告、是正命令、過料等の処分 ✓ 禁止命令に違反した国外企業等に対する損害賠償請求 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 同規則の適用事例は現時点で不見当。（2022年11月時点）
反外国制裁法	2021年6月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国国家が国際法および国際関係の基本準則に違反し、様々な口実をもって、またはその国の法律に基づいて中国に対して抑制し、圧力をかけ、中国の公民、組織に対して差別的な制限措置を実施し、中国の内政に干渉する場合 ✓ 中国の主権、安全、発展の利益を害する行為およびその実施、協力、支援 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 入国拒否、在留資格の制限または取消等 ✓ 資産凍結 ✓ 取引等の禁止または制限 ✓ その他の必要な措置 ✓ 中国の企業および個人等に対する差別的制限措置を実行等した企業および個人等に対する損害賠償請求 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2021年7月以降、米国の個人・組織に対する制裁措置の実施例あり。2022年2月、米国企業2社への対抗措置実施を発表（企業への初の適用事例）。

2-1 | 反外国制裁法

- 外国による制裁措置等への対抗措置を幅広く規定した法律。“**対抗措置の「ツールボックス」**”
- 対抗措置は、**主に特定の組織や個人等に対する制裁**（入国拒否、資産凍結など。9ページ表参照）。
- **外国の差別的措置の「実行」等をした企業・個人**に対し、**中国の裁判所に損害賠償請求**が可能との規定もあり（次頁参照）

実務上の留意点

広い範囲の外国の措置等に対して適用される可能性がある

- 「差別的な制裁措置」が明確に定義されておらず、外国の措置を「差別的」と認定するためのプロセスも決まっていない。
- 「中国の主権、安全、発展の利益を害する行為」や、こうした行為を「実施、協力または支援する行為」に対しても、本法を参考適用するともされる。

適用事例の発生

同法を適用した対抗措置（制裁）を初めて実施

- 米国政府の香港への措置（香港のビジネスリスク警告、香港の中国政府連絡弁公室高官らに対する制裁）に対して、中国政府は2021年7月、前米国商務長官を含む米国の個人および組織に対する制裁措置を実施した旨を発表。2021年6月の施行後初めての適用事例となった。

企業を対象とした初の適用事例

- 中国政府は2022年2月、長期にわたり台湾への武器販売を行ってきた米ロッキード・マーチン、レイセオン・テクノロジーズの2社に対抗措置を取る旨を発表。同月の米国政府による台湾への武器販売計画の発表を受けた措置となる。企業に対する初の適用事例であり、企業の取引活動が適用理由とされた点が注目される。

2-2 | 反外国制裁法（続き）

実施対象

- ◆ 基本的には、**差別的な制限措置の制定、決定、実施に直接または間接的に関与する個人、組織を制裁対象として、「対抗リスト」に記載。**
- ◆ このほか、**リスト記載者の関係者（注）も措置の対象となる**

（注）リスト記載者（個人）の配偶者や直系親族、リスト記載者（組織）の高級管理職または実質的支配者、リスト記載者（個人）が高級管理職を務める組織、リスト記載者が実質的に支配、設立、運営に関与する組織

対抗措置の遵守義務

対抗措置が決定された場合、あらゆる組織ないし個人にこれを実行（遵守）する義務があると規定されている。条文上は、**外国企業等も実行（遵守）義務の対象に含まれるようにもみえる。**

差別的制裁措置の実行禁止、損害賠償請求

- ◆ 「いかなる組織および個人」も外国国家の中国公民や企業等に対する**差別的な制裁措置を実行、または実行に協力してはならないとされる。**
- ◆ 外国企業等が制裁措置の実行禁止義務に違反したことによって「合法的権益」を侵害された中国公民や企業等は、**中国の裁判所に侵害停止、損害賠償を求めることが可能とされる。**
 - ・ 提訴の前提となる外国の制裁措置の差別性や不当性を中央政府が認定するメカニズムが規定されていないため、歯止めのないまま外国企業や外国企業子会社が提訴されるおそれもある。
 - ・ 外国企業等は、米国等の中国に対する制裁措置の要請（処罰リスク）と、中国での損害賠償リスクの「板挟み」になるおそれがある。

3 | 反外国制裁法「対抗リスト」とその他リストとの比較

リスト名称	根拠法規	対象	掲載要件	法的措置
対抗リスト	反外国制裁法	外国の国家、組織 個人等	<p>1. 外国国家が国際法および国際関係の基 本準則に違反し、 2. さまざまな口実をもって、またはその 国の法律に基づいて中国に対して抑制、 抑圧を行い、 3. 中国の公民、組織に対して差別的な制 限措置を実施し、 4. 中国の内政に干渉する場合</p> <p>※<u>外国の国家、会社等が中国の主権、安全、発 展の利益を害する行為を実施、協力、支援をし た場合にも参照適用</u></p>	<p>1. ビザの発給拒否、入国拒否、 ビザの取消または国外追放 2. 中国国内における動産、不動 産およびその他各種財産の封 印、差押、凍結 3. 中国の国内の組織、個人が当 該組織、個人と関連取引、提 携等の活動を行うことの禁止 または制限 4. その他の必要な措置</p>
信頼できないエ ンティティ ・リスト	「信頼できな いエンティティ ・リスト」制度	外国の組織、個人	<p>1. 中国の国の主権、安全、発展の利益に 危害を及ぼす行為 2. 正常な市場取引の原則に違反して、中 国企業、その他の組織もしくは個人と の正常な取引を中断し、または中国企 業、その他の組織もしくは個人に対し 差別的措置を講じ、中国企業、その他 の組織または個人の合法的権益に重大 な損害をもたらす行為</p>	<p>1. 中国と関係する輸出入活動へ の従事を制限、または禁止 2. 中国国内における投資を制限、 または禁止 3. 関係者、交通輸送手段等の入 国を制限、または禁止 4. 関係者の中国国内における就 労許可、滞在または在留資格 を制限、または取消 5. 情状の軽重に基づき相応の金 額の過料に処する 6. その他必要な措置</p>
管理制御リスト	輸出管理法	両用品、軍需品、 核等の貨物、技術 等の外国輸入事業 者、最終ユーザー	<p>1. 最終ユーザーまたは最終用途の管理要 求に違反した者 2. 国の安全および利益を脅かす恐れがあ る者 3. 管理規制品目をテロリズムの目的に用 いた者</p>	関連管理規制品目の取引を禁止、 制限、または中止を命じる等の 必要な措置

1 | データ管理に関する法制度の全体像

サイバーセキュリティ法およびデータセキュリティ法による主なデータ・ネットワーク規制の概要

システムの管理

ネットワーク（サイバー）空間の安全保障、セキュリティ・管理

サイバーセキュリティ法

- 標準化・認証制度
- 等級別セキュリティ体制整備
- 個人情報保護
- 政府によるネットワーク安全監視

一般的なネットワーク運営者

- セキュリティ体制整備義務
- 等級別・国家標準ベースのセキュリティ体制整備
- ネット実名制等

重要情報インフラ運営者

(公共通信・情報サービス、交通、金融など)

- 高度なセキュリティ体制整備の義務
- 国家によるネットワーク安全審査
- 国内収集の重要なデータ・個人情報の国内保存・域外移転制限

「中身」の取扱いの管理

データおよびデータ取扱いの安全保障、セキュリティ・管理

データセキュリティ法

- 広範な規制対象
「データ」（情報の記録一般）の「取扱行為」
(収集、保存、使用、加工、伝達、提供、公開等)

「データ取扱行為者」（一般）

- データセキュリティ整備の義務

「重要データ取扱行為者」

- 高度なセキュリティ体制整備の義務
- 公安・国家安全機関によるデータ徴求
- 産業政策的規定（ビッグデータなど）

データローカライゼーション

- データの国内保存・域外移転規制

個人情報の保護

個人情報保護法

国家安全
主権確立

権利保護
経済発展

2-1 | データ管理における実務上の留意点

- データセキュリティの整備義務は、データを取り扱う**企業・個人が、幅広く対象**になる可能性がある。
- 企業・個人等によるネットワーク・データのセキュリティ義務の不履行も**罰則（過料など）の対象**になる。
- 多くの下位規則等の「意見募集稿」が制定に至らずそのままとなっており、**具体的なルールが不透明**な点が多い。

データセキュリティ

整備義務の対象と要求（データセキュリティ法）

- データ（情報の記録一般）の「取扱行為」（収集、保存、使用、加工、伝達、提供、公開等）をする**企業・個人が広く対象**になる可能性。
- 要求は、データ安全管理度構築、教育研修、技術措置、リスク監視など多方面にわたる。
- **重要データ**を取扱う場合は、より厳しいデータセキュリティ義務が課される（定期的リスク評価と当局への報告など）。

ネットワークセキュリティ

整備義務の対象と要求（サイバーセキュリティ法）

- 一般的な**ネットワーク運営者**（ネットワークを通じたサービス提供者も含まれる）に対して**等級別・国家標準**をベースとするセキュリティ体制の整備が要求される。
- **重要情報インフラ運営者（注）**（公共通信、情報サービス、エネルギー、交通、金融など）は、より厳しいネットワークセキュリティ義務が課される（定期的リスク評価と当局への報告など）。

（注）重要情報インフラ安全保護条例（2021年9月1日施行）によれば、重要情報インフラ運営者と認定される場合には、当該企業に対して遅滞なく通知される。

2-2 | データ管理における実務上の留意点（続き）

重要データの国内保存・域外移転規制

重要情報インフラ運営者（公共通信、情報サービス、エネルギー、交通、金融など）

- 国内で収集・発生した重要データ・個人情報の国内保存や、域外提供・移転を行う場合、安全評価などが求められる（サイバーセキュリティ法）。

その他のデータの取扱者

- 域外へのデータ提供について以下に該当する場合、安全評価手続きが必要（データ域外移転安全評価弁法、2022年9月1日施行）。
 - 重要データを提供する場合
 - 100万人以上の個人情報を取り扱うデータ取扱者が個人情報を提供する場合
 - 前年1月1日以降、累計で10万人分以上の個人情報または1万人以上の機微な個人情報を域外に提供したデータ取扱者が、個人情報を提供する場合
 - その他、国家ネットワーク情報部門の定める他の事由がある場合

（注）外国政府（司法・法執行機関）に国内保存データを提供する場合、中国政府の承認が必要とされる（データセキュリティ法）。
- 取り扱う個人情報が一定数量に達している個人情報取扱者は、個人情報の国内保存や、域外移転を行う場合、安全評価が求められる（個人情報保護法）。

（注）「一定数量」（国家ネットワーク情報部門の定める数量）について、「データ域外移転安全評価弁法」は、取り扱う個人情報が100万人以上である場合、または前年の1月1日以降に累計で10万人分以上の個人情報または1万人分以上の機微な個人情報を域外に提供した場合には、域外移転に際して安全評価が必要である旨を明らかにした。

2-3 | データ管理における実務上の留意点（続き）

重要データとは

◆ 重要データの定義

重要データの識別について定めた有効な規定は未成立。関連条例などの意見募集稿における定義は以下のとおり。

- ・ 「ネットワークデータセキュリティ管理条例（意見募集稿）」（2021年11月14日公表）
 - ・ 「ひとたび改竄、破壊、漏洩され、または違法に獲得もしくは利用されると、国家安全または公共利益を害するおそれのあるデータ」
- ・ 「重要データ識別ガイドライン（意見募集稿）」（2022年1月13日公表）
 - ・ 「ひとたび改ざん、破壊、漏洩または違法な取得若しくは利用をされた場合には、国家安全または公共の利益に危害をもたらすデータ」「国家機密は含まれず、また一般的には個人情報も含まない」

※ただし**大量の個人情報に基づいて形成された統計データおよび派生データは重要データになる旨**の注意書き記載あり。

国家安全審査

◆ 審査対象となるケース

- ・ 重要情報インフラ運営者のネットワーク製品・サービスの調達（サイバーセキュリティ法、サイバーセキュリティ審査弁法（2022年2月15日改正施行））。
- ・ データ取扱者（一般）による国家安全に影響（の恐れ）のあるデータ取扱行為（データセキュリティ法）。
- ・ インターネットプラットフォーム運営者によるデータ取扱行為（100万を超えるユーザーの個人情報を把握するインターネットプラットフォーム運営者が国外で上場する場合等）（サイバーセキュリティ審査弁法）
- ◆ 国家強制標準への合致等も求められている（サイバーセキュリティ法）。
- ◆ 重要情報インフラへの攻撃等（サイバーセキュリティ法）、中国の国家安全や個人・企業等の権益を侵害するデータ取扱行為（データセキュリティ法）に対する「法的責任」の追及を規定。

3 | 特定業界・分野に関するデータ関連制度の制定動向

自動車分野

◆ 重要データの定義

- (1) 軍管区、国防科学工業単位、県級以上の党政府機関等の重要なセンシティブエリアの地理情報、人員移動量、車両移動量等のデータ
- (2) 車両移動量、物量等の経済状況を反映するデータ
- (3) 自動車充電ネットワークの稼働データ
- (4) 顔認証情報、ナンバープレート等を含む車外の動画、画像データ
- (5) 10万人を超える個人情報主体に係る個人情報
- (6) 関連部門が確定するその他データ
- ・ **関連規定：**「自動車データセキュリティの管理に関する若干の規定（試行）」（2021年10月1日施行）、「スマートコネクテッドカーのネットワークセキュリティとデータセキュリティ基準システムの構築に関するガイドライン」（2022年2月25日公表）、「情報セキュリティ技術自動車データ処理安全要求」（2022年10月19日公表）等

工業および情報化分野

◆ 重要データの定義

リスクの程度が次のいずれかの条件に該当するデータ

- (1) 政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、電磁、ネットワーク、生態、資源、原子力安全等に対し脅威となり、海外の利益、生物、宇宙、極地、深海、AI等の国家安全に関わる重点分野に影響を与える
- (2) 工業・情報化分野の発展、生産、運営、および経済利益等に対して重大な影響を与える
- (3) 重大なデータセキュリティインシデントまたは生産安全事故が発生した場合に、公共の利益または個人、組織の適法な権利・利益に重大な影響を及ぼし、社会に与えるマイナスの影響が大きい
- (4) 連鎖的な影響を及ぼすことが明らかであり、複数の業界、地域、または業界内の複数の企業に影響を及ぼし、または影響が長期に渡り持続し、業界の発展、技術の進歩、および産業の生態に深刻な影響を与える
- (5) 工業情報化部の評価を経て確定したその他の重要データ
- ・ **関連規定：**「工業・情報化分野データセキュリティ管理办法（試行）」（2023年1月1日施行）、「工業データ分類等級付けガイドライン（試行）」（2020年2月27日公表）、「工業分野データセキュリティ管理の試験的業務を組織展開することに関する通知」（2021年12月10日公表）等

4 | 個人情報の管理における実務上の留意点

個人情報取扱いの要件（個人情報保護法13条）

- 実務上、個人情報の取扱いに際して個人から同意を取得することが原則
- 同意がない場合、個人情報保護法13条に列挙される個人情報取扱いの要件（例えば、個人を当事者とする契約の締結や履行に必要である場合等）に該当するかについて要検討

従業員の個人情報取扱いの注意点

- 労働契約、就業規則および集団契約に従い人材資源管理の実施に必要な場合、従業員の同意不要
- 従業員の個人情報の取扱目的等の告知や措置義務（管理制度・操作規程の制定等）の実施は必要
- 機微な個人情報の取扱い、個人情報の域外適用に関する規定を遵守する必要あり

機微な個人情報の取扱い

◆ 機微な個人情報に該当する主な具体例

- 職場に入るため指紋認証が必要とされている場合の指紋情報
- 職場で実施した従業員の健康診断の結果
- 給与の振り込みがなされる銀行口座の情報

◆ 機微な個人情報の取扱いに際しての留意点

- 個人から、個別の同意を取得する必要あり。
- 取扱いに際して、特定の目的および十分な必要性が必要（目的や必要性に欠ける取得は不可）、かつ厳格な保護措置も必要（セキュリティによる保護がなされていない保管等は不可）。
- 取扱いの必要性および個人の権益に対する影響について個人に対する告知も必要。
- 事前に個人情報影響評価を行い、かつ取扱状況を記録の上、少なくとも3年間保存する必要あり。

5-1 | 個人情報の域外移転

個人情報の域外移転要件

- ・ 個人情報保護法（2021年11月1日施行）では、個人情報を域外移転させるためには以下(1)および(2)の要件を充足する必要がある。

(1) 次の条件のいずれかを満たすこと

- a. ネットワーク情報部門が行う安全評価に合格
- b. 専門機関が行う個人情報保護に係る認証を取得
- c. 国のネットワーク情報部門が制定する標準契約に従い域外の受領者と契約を締結
- d. 法律、行政法規または国のネットワーク情報部門が定めるその他の条件

(2) 個人情報主体に対して受領者の情報等を告知した上で個別の同意を取得すること

また、個人情報の域外移転に際し、個人情報保護影響評価を実施し、記録を3年以上保管することが必要

域外移転のための手続き

a. 安全評価への合格 15ページ参照

b. 認証取得

- ・ 2022年11月18日「個人情報保護認証実施規則」を公表。
- ・ 2022年12月16日「ネットワーク安全標準実践指南 個人情報域外移転処理活動安全認証規範V2.0」を公表。
- ・ 上記の規則および規範V2.0で規定された主な内容は次のとおり。

※ただし、認証実施機関や手続きの所要期間、申請に必要な資料等の詳細については未確定の部分が残る。

◆ 適用対象

個人情報取扱者が域外移転処理活動を行う場合

※取り扱う個人情報人数等の要件は現在規定なし。

5-2 | 個人情報の域外移転（続き）

域外移転のための手続き（続き）

b. 認証取得（続き）

◆ 個人情報取扱者と域外の個人情報受領者に課される主な義務

- 個人情報取扱者は、個人情報保護影響評価を実施。
- 双方間において、執行力・拘束力を有する法的文書を締結。

※当事者の情報、域外移転の目的、個人情報の類型・範囲、保護措置の内容、域外受領者の個人情報保護水準が中国関係法令に定める基準を下回らない旨、中国法の適用・司法管轄を受け入れる旨等を記載。

- 双方ともに、個人情報保護責任者を指定し、個人情報保護機構を設置。

◆ 認証手続きの流れと有効期間

- 認証手続きは、技術検証⇒現場検査⇒認証取得後の監督の流れ。認証の有効期間は3年。

c. 標準契約

- 2023年2月24日公表の「個人情報域外移転標準契約弁法」による主な内容は以下のとおり。

※同弁法は2023年6月1日施行。施行から6ヶ月の猶予期間が設けられていた。

◆ 適用対象 以下すべて満たす場合に締結可能。

- 重要情報インフラ運営者に該当しない
 - 取り扱う個人情報が100万人分未満
 - 前年1月1日から起算し域外に移転した個人情報が累計で10万人分未満
 - 前年1月1日から起算し域外に移転した機微な個人情報が累計で1万人分未満
- 標準契約の効力発生から10営業日以内に省級ネットワーク情報部門に届出が必要。

※国家インターネット情報弁公室は2023年5月30日、「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン（第1版）」を公布。ガイドラインでは標準契約の届け出の方法や流れ、必要な資料などが具体的に示されている。

5-3 | 個人情報の域外移転（続き）

域外移転のための手続き（続き）

c. 標準契約（続き）

- 同弁法添付の標準契約書に厳格に従って締結する必要がある。ただし、本文と矛盾しない範囲で補充条項を規定することは許容されている。
- 個人情報取扱者は、個人情報（機微な個人情報を含む）の数量を分割する等の手段を講じて、安全評価を経るべき個人情報を標準契約締結を通じて域外に移転してはならない。

◆ 主な留意点

- 標準契約締結時、域外受領者が所在する国・地域の個人情報保護政策・法令が域外受領者による標準契約の履行に影響を及ぼさないことを確認したことを保証しなければならない。
- 個人情報取扱者が、標準契約を解除できる事由が規定されている。
- 個人情報取扱者および域外受領者は、個人情報主体に与えた損害について、連帯責任を負う。

◆ 個人情報取扱者の主な義務

- 域外受領者にかかる情報、取扱目的・方法、情報の種類、保存期間等の個人情報主体に対する告知義務。
- 事前に個人情報保護影響評価を実施し、同評価を少なくとも3年間保存する義務。
- 域外受領者が必要な技術および管理措置を行うよう確保する合理的な努力義務。
- 域外受領者の個人情報処理活動に関する監督管理機関からの問い合わせに対応する義務。

◆ 域外受領者の主な義務

- 関係法令の要求に従い、関連記録書類を監督管理機関に提出する義務。
- 監督管理機関による監督管理を受けることに同意し、必要な行動を既に講じている旨を証明する義務。
- 標準契約書の付属資料1の「個人情報越境説明」に記載する範囲で個人情報を取り扱う義務。
- 効果的な技術・管理措置対応、アクセス制限ポリシーの構築、最小限のアクセス、データ操作権の設定、個人情報処理活動の客観的な記録（少なくとも3年間保管）、個人情報主体からの問い合わせまたはクレームに対応する窓口担当者の指定等の義務。

5-4 | 個人情報の域外移転（続き）

個人情報の域外移転に関し、在日本法人が留意すべき主な事項

中国国内の個人から直接個人情報を収集等する場合（例：越境ECにおける個人情報の取扱いなど）

→ 個人情報保護法の「域外適用」について検討

- **個人情報保護法**は、**中国国外**における**中国国内の自然人の個人情報の取扱い**であって、以下のいずれかの場合にも適用される。
 - (1) 国内の自然人に対する**製品または役務の提供**を目的とするとき（日本からの越境ECなど）
 - (2) 国内の自然人の**行為を分析し、評価**するとき（日本本社による中国駐在員の行為評価など）
- 個人情報の域外適用を受ける国外の個人情報取扱者は、
国内に**専門機関を設置**したまま**代表を指定**して、個人情報保護に関する事務処理を担当させ、
関連機関の名称または代表の氏名、連絡先等を個人情報保護職責履行部門に**届け出る**必要がある。
- その他、個人情報取扱者としての一般的な義務を遵守する必要あり
 - (1) 内部の**管理制度**および**操作規程の制定**
 - (2) 個人情報に対する**分類管理**の実行
 - (3) 暗号化、非識別化等の然るべき**安全技術措置**の実行
 - (4) 個人情報取扱の操作権限の合理的確定および従業員への**定期的な安全教育**および**研修**の実施
 - (5) 個人情報の安全に関わる事象に対する**緊急対応策の制定**および**実施**の手配
 - (6) 個人情報の取扱における法律、行政法規遵守状況にかかる定期的な**合規性監査**の実行 など

中国企業を介して中国国内の個人情報を収集等する場合（例：中国子会社からの従業員情報の取得など）

→ 個人情報の「域外移転規制」について検討

- 域外移転規制の要件を充足する必要あり（本資料19～21ページ参照）。
- ただし、この点について**法令上の義務を負う主体**は**域外移転**を行う**中国企業側**。**日本企業側の責務**は、
当該日本企業の位置付け（**共同取扱者**か、**取扱受託者**か等）に応じて検討。

5-5 | 個人情報の域外移転（続き）

データ・個人情報の域外移転に際して、手続きが不要となる場合

「データ域外流通を促進・規範化する規定」2024年3月22日施行

- データ・個人情報の域外移転に際して、手続きが不要となる場合を明示
- 以下の場合、データ域外移転安全評価申告や個人情報域外移転標準契約締結、個人情報保護認証取得が不要に。
 - ・ 貿易、学術協力、国をまたぐ生産・マーケティング活動などにより収集・生成されたデータのうち、個人情報や重要データを含まないものの域外移転
 - ・ データ取扱者が域外で収集・生成した個人情報を域内で処理後に域外に提供するが、処理過程で域内の個人情報や重要データを加えない場合
- 以下の事由で域外に個人情報（重要データを含まない）を提供する必要がある場合、データ域外移転安全評価申告や個人情報域外移転標準契約締結、個人情報保護認証取得が不要に。
 - ・ 越境購入・配達・送金・決済・航空券やホテル予約、ビザ手続き等、本人が当事者となる契約の締結・履行のため。
 - ・ 法に基づき策定した就業規則や労働協約による人的資源管理のため。
 - ・ 緊急時に人命や健康、財産の安全を守るため。
- 「重要情報インフラ運営者」以外のデータ取扱者が域外に提供する個人情報（機微な個人情報（注1）、重要データを含まない）の当該年1月1日以降の累計が10万件未満（注2）の場合、データ域外移転安全評価申告や個人情報域外移転標準契約締結、個人情報保護認証取得が不要に。
- データ取扱者は関連規定に従い、重要データを識別・申告しなければならないとされたが、関連部門や地域から重要データである旨が告知、公開・公表されていない場合、重要データとしての域外移転安全評価は不要に。
- 規定の施行前にデータ域外移転安全評価を申告済みか、個人情報域外移転標準契約を届け出済みでおかつ今回の規定上手続きが不要な事由に該当する場合、データ取扱者はそのまま手続きを進めてもよく、所在地の省レベルのインターネット情報部門に対して申告・届け出を撤回してもよい。

（注1）国家インターネット情報弁公室の解説によると、機微な個人情報とは、生体情報（指紋など）、宗教や信仰に関する情報、個人の身分が特定可能な情報（身分証やパスポートなど）、医療や健康に関する情報、口座などの情報、14歳未満の未成年者の個人情報など、ひとたび漏えいし、または不正に利用されることにより、人の人格的尊厳を容易に侵害し、または生命・財産の安全を脅かすおそれのある個人情報を指す。

（注2）当該年の1月1日から、データ域外移転安全評価の申告日までの累計で自然人を単位として計算する。

6 | 個人情報保護法に基づく処罰事例

処罰事例の概要

- 2022年以降、個人情報保護法を根拠とした行政処罰事例が散見されるようになった。処罰根拠としては、**告知や同意取得の不実施**を含む、**個人情報の違法な収集**を指摘される例が多いとみられる。

◆ DiDi Globalに対する行政処罰事例（2022年7月）

- 中国大手配車アプリ企業「滴滴出行」の実質的支配者と考えられるDiDi Globalに対し**課徴金 約80億元**、同社董事長ら2名に対し課徴金各100万元が課された。
- 違法とされた行為：
 - 違法な個人情報の収集**
携帯電話のアルバムに保存されたスクリーンショットの収集
 - 過度の個人情報の収集**
例) 乗客の顔識別情報（約1億件）、年齢層情報（約5,351万件）、職務情報（約1,634万件）、親族関係情報（約138万件）、家・会社等の目的地情報（約2億件）など
 - 頻繁な権限要求**
ユーザーが承諾するまで何度もアクセス権限を要求される仕組みになっている点
 - 目的の正確かつ明確な説明の不実施**
- 同社は外国法人（ケイマン諸島）だが、個人情報保護法3条2項（域外適用）が直接適用されたのではなく、**行政処罰法84条の「中国領域内で違法行為を行った」と実質的に判断された**と思われる。
※ただし、この点は明確には処罰決定公告および同公告に関する記者会見でも述べられていない。

DiDi Globalの処罰事例を踏まえた企業の対応、留意すべき点

- 上記事例の「違法とされた行為」を参考に、（BtoCの会社においては特に）**中国事業において同様の行為が行われていないか確認**することが推奨される。
- 罰金額から推定して、**中国国内の売上額が基準**とされ、当該売上について「個人情報保護法」が定める課徴金の上限となる**「前年度売上の100分の5」**が課されたとみられる（明示されておらず**参考にとどまる**）。
- 外国法人であっても、中国国内の個人情報について「取り扱う目的および方法を自主的に決定する」実体がある場合には、「**個人情報取扱者**」と判断され、**行政処罰の対象になる可能性があるため留意が必要**。

7 | 中国個人情報保護法とGDPR

欧州一般データ保護規則（GDPR）との比較

◆ 法規制の域外適用

- 域外に拠点を有する取扱者の取扱行為に対しても一定の場合に適用される点は共通する（域内の自然人に対する製品または役務の提供を目的とする場合等）。

◆ データ取扱いに関する同意

- 個人情報の取扱いに対する同意取得を原則とし、一定の例外事由を定めている点は共通する。
- ただし、GDPRでは「正当な利益」がある場合を同意取得の例外とするが、中国個人情報保護法にはこのような例外事由はない。

◆ 越境移転規制

- 個人情報の域外提供規制に関し、GDPRでは、「十分性認定」（注）に基づく提供という例外事由が定められている。他方、中国個人情報保護法にはこのような例外事由はない。

（注）「十分性認定」は、欧州委員会が、十分なレベルの保護措置を確保していると認定するもの。「十分性認定」を受けた国・地域には、例外的に個人データの持ち出しが認められている。

◆ 国内保存（データローカライゼーション）

- 中国個人情報保護法では、一定の要件に該当する個人情報取扱者（重要情報インフラ運営者や、取扱う個人情報が一定数量を超える取扱者）は、個人情報を中国国内で保存する義務を負う。他方、GDPRではこうした規定はない。

レポートをご覧いただいた後、 アンケートにご協力ください。 (所要時間：約1分)

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20240004>



レポートに関するお問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）



03-3582-5181

調査部中国北アジア課



ORG@jetro.go.jp



〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

■ 免責条項

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載